

農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき 有害微生物のリストについて

(平成 24 年 3 月 23 日現在)

1. 基本的な考え方

農林水産省は、科学に基づいた食品安全行政の推進のため、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書（平成 17 年 8 月 25 日公表。以下「標準手順書」という。）」を作成し、この標準手順書に記述された標準的な作業手順（危害要因に関する情報の収集・分析、データの作成、優先度の検討、リスク評価の諮問、施策の検討・決定に当たり考慮すべき事項等）に従ってリスク管理を実施しています。

標準手順書に基づき、収集した食品安全に関わる情報や、消費者、食品事業者など関係者の意見をもとに、今後農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物を以下のとおり選定しました。

2. 対象とする危害要因の分類

- (1) リスク管理を実施する対象として、現時点における科学的知見に基づいて、「食品安全の確保」を主眼としつつ、「関係者の関心」、「国際的動向」を考慮に入れた上で、別途定める基準（別紙）により、農林水産省の所掌範囲でリスク管理が実施できるものを選定しました。
- (2) 対象とする危害要因は、以下のような区分に分類しました。
 - ① リスク管理を継続するため、直ちに汚染実態調査の実施及びリスク管理措置を検討する必要がある危害要因
 - ② リスク管理を実施する必要があるが、リスク管理措置を検討するための基礎的情報が不足しているため、それを収集する必要がある危害要因

3. 優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト

- ① リスク管理を継続するため、直ちに汚染実態調査の実施及びリスク管理措置を検討する必要がある危害要因
 - カンピロバクター
 - サルモネラ
 - 腸管出血性大腸菌
 - ノロウイルス
 - リステリア・モノサイトジェネス
- ② リスク管理を実施する必要があるが、リスク管理措置を検討するための基礎的情報が不足しているため、それを収集する必要がある危害要因
 - クドア・セプトエンクタータ

4. 留意事項

- (1) 優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト及び区分については、随時見直しを行います。
- (2) 日本人に対する健康上の影響が無視できるほど小さく、かつ、特段のリスク管理措置が不要と判断した場合、当面リスク管理の対象から除きます。

農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害微生物の検討基準

以下の項目について検討し、優先的にリスク管理を行う有害微生物を分類する。

(1) 食品安全を確保する観点(リスクベース)

1) 危害要因の病原性

- ・ 症状の重篤性
- ・ 症状の持続期間
- ・ 患者からの二次感染

H：重症例では死亡することがある。症状が一過性でない。患者が感染源となることがある。

M：症状は一定期間持続するが、死亡することはまれである。

L：死亡することはまれで、多くは一過性の下痢及び嘔吐である。

2) 危害要因の患者数

H：国内において最近3年間の平均報告患者数が1000名以上である。

M：国内において最近3年間の平均報告患者数が100名以上1000名未満である。

L：国内において最近3年間の平均報告患者数が100名未満である。

(2) 関係者の関心度

リスクコミュニケーション等を通じた関係者・国民の関心

H：非常に関心がある。

M：関心がある。

L：あまり関心がない。

(3) 国際的動向

○ コーデックス食品衛生部会(CCFH)における実施規範や基準値作成の検討。

○ FAO/WHO 微生物学的リスク評価専門家会議(JEMRA)や関連する国際的専門家会合におけるリスク評価の検討。

○ 海外におけるリスク管理の取組状況

H：国際機関で既に何らかの決断がなされているか、検討中である。

M：一部の国・地域で既に何らかの決断がなされている。

L：上記のいずれにも該当しない。